

名古屋市告示第569号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 6年11月20日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 6年11月22日から同月24日まで及び同月29日から同年12月 1日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 7時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課